

東京農工大学総合情報メディアセンター運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (分室) 第8条 (略) 2～4 (略) 5 分室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の分室長の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>本則 (分室) 第8条 (略) 2～4 (略) 5 分室長の任期は、<u>原則</u>2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の分室長の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>現在、開始日が8月1日となっている分室長の任期を、4月1日開始に変更するための改正</p>

附 則

- 1 この規則は、令和3年8月1日から施行する。
- 2 令和3年8月1日付けで分室長となる者の任期は、令和5年3月31日までとする。